

森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保

政策提言先 経済産業省、農林水産省、林野庁

政策提言の要旨

森林吸収源対策は、先の京都議定書において、我が国に設定された温室効果ガス排出量の削減目標値6パーセントのうち、3.8パーセントまでの有効性が認められた、国内で最も有効な地球温暖化対策です。

2012年にドーハで開催されたCOP18において採択された京都議定書第2約束期間には、我が国は参加しないことになっていますが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた2020年に、日本がイニシアチブをとり森林吸収源対策を位置づけていくためには、我が国独自の対策により最大限の努力を進めることが必要となっています。

福島原発事故に起因する安全性への懸念から原子力発電を代替するため、火力発電が増加しており、2011年度のCO2排出量は前年度比3.9パーセント増となっています。

現在、電力の固定価格買取制度を軸に、再生可能エネルギーの導入が進められていますが、地球温暖化防止のためには、こうした排出抑制対策に取り組むとともに、森林吸収源対策を併せて行うことで、最大の効果を早急に上げることが求められています。

このため、間伐による適切な森林整備や木材利用によるCO2固定の取り組みなどの森林吸収源対策等に要する安定的な税財源を確保していただきますよう提言します。

【政策提言の具体的内容】

森林吸収源対策は国内で最も有効な地球温暖化対策であり、京都議定書の第2約束期間においても、日本再生戦略や革新的エネルギー・環境戦略に基づき、国際的に合意された森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保を目指すこととされています。

適切な整備により成長力が旺盛な森林を育成することは、CO2吸収量を増加させるとともに資源の充実につながり、伐採・生産される木材製品の利用促進によりCO2の固定にも貢献することと併せて、再生可能な木質バイオマスエネルギーとしての利用により化石燃料の排出抑制にも資するものです。

このため、「地球温暖化対策のための税」などにより、森林吸収源対策等に使用できる税財源が安定的に確保されるよう提言します。

【政策提言の理由】

平成24年10月に石油石炭税への税率の上乗せにより施行された「地球温暖化対策のための税」は、その用途がエネルギー起源CO2の排出抑制対策に限定されていますが、森林整備による吸収源対策は、化石燃料由来のCO2の吸収・固定に資する取組であり、「地球温暖化対策のための税」の趣旨に馴染むものです。

また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の中で、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する」ことが盛り込まれており、与党の税制改正大綱の中でも「早急な検討」をすることとされています。

本県をはじめ、豊富な森林資源を有する各自治体においては、これまで森林整備や木材利用の促進などの森林吸収源対策を進めており、今後も国の財源を活用し、計画的に事業を実施するため、安定した財源措置が必要となっています。

【高知県担当課室】 林業振興・環境部 林業環境政策課